

## 地域包括支援センター業務の委託先法人の選定について（案）

長野市地域包括支援センター設置運営法人選考委員会から報告のあった地域包括支援センターの設置運営候補者について、長野市地域包括支援センター運営協議会は次のとおり地域包括支援センター業務の委託先法人として選定します。

## 1. 担当区域、委託先法人等

担 当 区 域	篠ノ井地区（横田、合戦場、東福寺、西寺尾）
委 託 先 法 人	長野市篠ノ井杵淵 213 番地 4 社会福祉法人 睦会
センター所在地	長野市篠ノ井杵淵 213 番地 4
開設予定年月日	令和 3 年 7 月 1 日

## 2. 付帯事項

(1) 委託先法人は、地域包括支援センターへ配置することになっている保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの資格を持った職員等を早急に決定、又は採用すること。

また、今後開催される市又は関係機関が実施する研修会、説明会等に配置する職員を参加させること。

(2) 地域包括支援センターの職員が兼務する第 1 号介護予防支援事業に追われ、本来の包括的支援事業を十分に実施することが難しいとの課題も指摘されていることから、委託先法人は総合相談支援などの包括的支援事業と介護予防支援事業に携わる職員を適切に配置すること。業務の運営財源としては、次のように区分することが望ましい。

業務区分	配置職員	運営の財源
包括的支援事業 (地域包括支援センター)	・保健師 ・社会福祉士 ・主任ケアマネジャー (いずれも準ずる者を含む。)	市委託料
第 1 号介護予防支援事業 (指定介護予防支援事業者)	・介護予防支援の提供に当たる必要な数の担当職員(他の業務と兼務して差し支えないとされている。)	介護予防支援費 (介護報酬)

(3) 委託先法人は、長野市地域包括支援センター設置運営法人募集要領及び応募申請書の内容に基づき、業務が実施できるよう開設までに準備すること。

(4) 委託先法人は、市が指定する期日までに、地域包括支援センター設置届及び指定介護予防支援事業所指定申請書等、設置に当たり必要な書類を提出すること。

(5) 市は、委託先法人に対し、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該事業を委託すること。